

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときの翌日)
に当たるときは、
(当たるときの翌日)

規則

目次

◆規則 鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

規則 (昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号) の一部を次のように改正する。

◆告示

字の区域の変更

土地改良区の役員の就任

土地改良法による換地処分

保安林の指定

保安林の指定の解除予定(五件)

基本測量の実施

都市計画事業の認可

鳥取県告示第四百三十三号

告示

鳥取県規則第四十六号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「六万円」を「十万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公示する。

昭和五十八年五月十日

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定によるもの

谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年五月十日

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年七月一日現在の地番による。）
赤松字下原	赤松字下原の全域並びに赤松字上ノ原二〇五九の一の一部、二〇五九の二の一部、二〇五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字新林	赤松字新林のうち二〇六六、二〇六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
赤松字上ノ原	赤松字上ノ原のうち二〇四九の一部、二〇五〇の一部、二〇五九の一の一部、二〇五九の二の一部二〇五九の四の一部、二〇六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤松字下ノ原二〇三五の一部、二〇三六の一部、二〇三七、二〇三八の一部、二〇三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤松字新林二〇六六、二〇六八の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字御樹谷	赤松字下ノ原のうち二〇三五の一部、二〇三六の一部、二〇三七、二〇三八の一部、二〇三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤松字御樹谷二〇一九の一部、二〇二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤松字上ノ原二〇四九の一部、二〇五〇の一部、二〇六三の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字御樹谷のうち二〇一九の一の一部、二〇二〇の一	

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
就任した役員の氏名及び住所
理事 長谷川 周一 西伯郡淀江町大字稻吉九三
昭和五十八年三月三十一日就任 任期昭和五十八年十月十九日まで

赤松字原屋敷	赤松字原屋敷のうち二〇〇三の一部、二〇〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
赤松字前田	赤松字前田の全域並びに赤松字按ジ原二一六九の一及びこれと一体をなす国有地
赤松字按ジ原	赤松字按ジ原のうち二一六九の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大山町から同町が行う土地改良事業に係る一の谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所
倉吉市みどり町三五一〇、葵町字惣田山三四三五、三四三八、仲ノ町字打吹山三四四五の一、三四四五の二（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、倉吉市浅田谷三四五〇の一、三四五〇の二、三四五一の一、三四五二の一、三四五三の一、みどり町三五〇八、三五〇九、三五一一、葵町字惣田山三四三六、三四三七、三四三九から三四四一ま

で、仲ノ町字打吹山三四四五の三、三四四五の一〇から三四四五の一三まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 八頭郡智頭町大字奥本字山本六二四の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第四百三十八号**
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十八年五月十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 林道用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第四百三十九号**
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十八年五月十日
- 鳥取県知事 西 尾 国 次
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 東伯郡三朝町大字柿谷字柏渡リ一四八四の六、字坊主一四八五の一から一四八五の三まで、一四八七の四、一四八七の五（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 3 解除の理由
 林道用地とするため
- 二 1 解除予定に係る保安林の所在場所
 東伯郡三朝町大字西小鹿字片倉一四三の一、一四九、一五〇、一五一の二（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 三 解除の理由
 水源のかん養

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
林道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 鳥取県告示第四百四十一号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。
- 昭和五十八年五月十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
氣高郡鹿野町大字河内字龍盤魚山二九七六の三（次の図に示す部分に
限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 土砂の流出の防備
- 二 保安林として指定された目的
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市松上字倉見谷九四一の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由
林道用地とするため
土砂の流出の防備

- 鳥取県告示第四百四十二号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があ
つたので、同条第三項の規定により告示する。
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町
役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 昭和五十八年五月十日

昭和58年5月10日 火曜日

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業期間 昭和五十八年五月十二日から同年十二月二十日まで
- 三 作業地域 福部村、鹿野町及び大栄町
- 鳥取県告示第四百四十三号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年五月十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 施行者の名称
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 新開川都市下水路
- 三 事業施行期間
昭和五十八年五月十日から昭和六十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
米子市両三柳字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道左
- 1 収用の部分

鳥取県知事 西 尾 邑 次

右、字三右衛門道西、字御免地道西、字堂ノ北、字御免地屋敷通、字御免地東、字三右衛門灘道西沖、字堂ノ西、字御免地往来南、字大沢

十二、字大沢十四及び字大沢十五地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第四百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十八年五月十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
米子市東福原九〇四一 平野三郎	米子市上後藤字東手古 開六五一三六、六五一 三九、六五六八、六 五一七〇及び六五一七 延長	幅員 五・〇×六・〇
米子市上後藤一九 籠野数夫	二九・六八	